

令和 6 年第 4 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第 5 号及び第 6 号）を除く

令和6年第4回教育委員会会議

1 日 時 令和6年2月26日（月）13時30分～15時20分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	檜 田	英 樹
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	道 尻	豊
委 員	中 野	倫 仁
教育次長	竹 村	真 一
生涯学習部長	木 村	良 彦
学校施設担当部長	池 田	秀 利
学校教育部長	長 谷 川	正 人
児童生徒担当部長	廣 川	雅 之
教職員担当部長	佐 藤	圭 一
総務課長	前 田	憲 一
学びのプロジェクト担当課長	田 中	裕 樹
庶務係長	新 井	達 之
教育政策担当係長	手 塚	優 希
教育政策担当係長	上 田	雅 也
学びのプロジェクト担当係長	中 川	亜由美
服務・人事制度担当係長	猪 股	博 志
書 記	鶴 江	哲

4 傍聴者 9名

5 議 題

議案第1号 札幌市学校運営協議会規則案について

議案第2号 第2期札幌市教育振興基本計画（案）について

議案第3号 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の改定について

議案第4号 学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について

議案第5号 学校職員に対する懲戒処分について

議案第6号 学校職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○檜田教育長 これより、令和6年第4回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と佐藤淳委員にお願いいたします。

なお、石井知子委員からは、所用のため会議を欠席される旨、ご連絡をいただいております。

本日の議案第5号及び第6号は人事に関する事項でございます。教育委員会会議規則第14条第2号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第5号及び第6号は公開しないことといたします。

【議 事】

○議案第1号 札幌市学校運営協議会規則案について

○檜田教育長 それでは、議事に入ります。議案第1号「札幌市学校運営協議会規則案について」です。事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 学校教育部長の長谷川でございます。

議案第1号『札幌市学校運営協議会規則案』について、ご説明いたします。

本案は、学校運営協議会制度、いわゆる「コミュニティ・スクール」の導入に関する必要な事項を、教育委員会規則を制定することによって定めたくご審議をお願いするものでございます。

規則案につきましては、「議案第1号」のインデックスの資料のとおりとなります、内容につきましては、「制定内容」のインデックスが付いた資料でご説明させていただきますので、そちらをご覧ください。

まず、1の制定の背景についてでございますが、平成29年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項が改正され、それまで各教育委員会が任意に設置するものとされていた学校運営協議会について、各教育委員会に対して設置の努力義務が課されました。

札幌市におきましては、令和2年2月に「札幌市小中一貫した教育基本方針」を策定し、令和4年度から「小中一貫した教育」を市内で全面的に実施しておりますが、本取組を土台といたしまして、令和6年度から順次、市内の全校種にお

いてコミュニティ・スクールの導入を推進していくことが適当であると考えたところであります。

また、札幌らしいコミュニティ・スクールの特徴といたしましては、①子どもの声を学校運営に反映させること、及び②「小中一貫した教育」の基本単位であるパートナー校ごとに協議会を設置することを二本柱としたところでござります。

次に2の制定の内容について、概要等をご説明いたします。(1)趣旨(第1条)については、教育委員会が設置する学校運営協議会に関し、必要な事項を定めることをこの規則の趣旨とし、題名を「札幌市学校運営協議会規則」とすることを示しております。

(2)設置等(第2条)につきましては、小学校及び中学校においては、「小中一貫した教育」の基本単位であるパートナー校ごとに協議会を置くこととし、他の学校種においては、学校ごとに協議会を置くことを定めたものであります。

次に、(3)基本的な方針を作成する事項については、法律で定める教育課程の編成以外の学校運営に関する基本的な方針の対象となる事項を定めたものでございます。

次の(4)学校運営に関する評価は、毎年度1回以上、学校の運営状況について評価を行うことを定めたものであります。

そして、(5)組織、(6)任期、(7)委員の解任については、協議会委員定数、委員要件、任期、委員の解任事由などについて定めたものとなります。

次に(8)守秘義務等として、協議会は、児童・生徒や教職員などの個人情報を議論することが想定されることから、委員に在職中及び職を退いた後も守秘義務を課すことを定めたものでございます。

裏面をご覧ください。(9)会長及び副会長、(10)会議、(11)会議の公開ですが、会議の議事方法などについて定めたものであります。

(12)の分科会等としては、パートナー校単位で置く協議会のほか、学校単位で協議会の下部組織となる分科会等を設置できることを定めたもの、(13)研修、(14)教育委員会による指導及び助言等としては、教育委員会が行う研修、指導、助言等について定めております。

(15)庶務としては、協議会の庶務は学校において行うことを定めており、(16)委任においては、この規則に定める以外の協議会の運営に関し必要な事項は教育長が定めることとしております。

3の施行期日をご覧ください。施行日は、令和6年4月1日からとしますが、協議会の委員の任命その他協議会を置くために必要な準備行為は、施行前にお

いても行うことができる事を定めております。

このほか、参考資料のインデックスが付いた資料には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を添付しております。

なお、令和6年度は、7パートナー校での導入を予定していることを申し添えます。

本議案に関する説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○檜田教育長 ありがとうございました。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願ひします。

○阿部委員 資料「制定内容」の「①子どもの声を学校運営に反映させること」とありますが、具体的にはどういった手法を取られるのでしょうか。

○学校教育部長 札幌市では自治的な活動を推進しておりますが、学校運営協議会におきましても、児童会・生徒会をはじめとした子どもたちの声を反映させていただければと考えておりますので、子どもたちが直接参加することや、学校で行ったアンケートの結果を校長先生が提案するなど、子どもたちのニーズを取り入れながら協議会を進めていけたらと考えております。

○阿部委員 わかりました。ありがとうございました。

○檜田教育長 他はいかがでしょうか。

○道尻委員 同じく、「制定内容」の②「小中一貫した教育」に、基本単位であるパートナー校ごとに協議会を設置するとしておりますが、どういった考え方のもと、このような方向性を打ち出されたのか、もう少し詳しく説明をいただければと思います。

○学校教育部長 小中一貫した教育は、小学校の6年間、中学校の3年間を併せた計9年間を、小学1年生から中学3年生まで先を見通した教育計画を立てて、子どもたちをしっかりと育てていこうというのが基本的な考えでありますけれども、その9年間の教育を地域の方々と一緒に地域の子どもたちとして、寄り添っていきながら進めて行ければという趣旨となります。この小中一貫したパート

ナ一校におきましては、子どもたちをどのように育てていきたいかというグランドデザインを基に、各地域の方と一緒に考えていただければと思い、今回は小中一貫した教育を柱としたところです。

○道尻委員 わかりました。ありがとうございました。

○檜田教育長 他はいかがでしょうか。

○佐藤委員 規則案の第5条第3項第2号に関係行政機関の職員とありますが、具体的にどういう方を想定されているでしょうか。

○学びのプロジェクト担当課長 まちづくりセンターの所長などが参加いただくことを想定し、そのような記載にしております。

○佐藤委員 学識経験者と関係行政機関の職員のいずれも入っていなければならないということでしょうか。

○学びのプロジェクト担当係長 参考資料として地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項第4号に記載の「その他当該教育委員会が必要と認めるもの」の部分を具体化したものであり、第5条第3項第2号のいずれかの方が委員として参加していただければよい作りとしております。

○佐藤委員 わかりました。もう1点伺いたいのですが、令和6年度は7パートナ一校での導入を予定しているということですが、将来的には中学校の数に相当するものができるということであれば、約100弱になると思います。規則案第14条第1項に、「教育委員会は、協議会の運営状況について的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うもの」とされていることから、教育委員会の業務が増えることが想像されますが、例えば、担当部署や対応方法などはどのように考えられているのでしょうか。

○学びのプロジェクト担当課長 基本的には、学校ごとの担当指導主事が中心となって対応することを想定しております。

○佐藤委員 わかりました。最後に、委員報酬はどのようになるのでしょうか。

○学びのプロジェクト担当課長　日額 1,500 円の報酬を支払う予定となっております。

○佐藤委員　わかりました。ありがとうございました。

○檜田教育長　他はいかがでしょうか。

○中野委員　小中一貫した教育とありますが、一つの小学校から複数の中学校に進学する場合があると思うのですが、その場合はどのような扱いになるのでしょうか。

○学校教育部長　小中一貫した教育を進める際に、仰るとおり小学校から複数の中学校に分かれる学校がたくさんあるものですから、教育委員会の方でおおよそ地域ごとにパートナー校を指定しまして、すべてペアリングを実施している状況です。

○中野委員　網羅的にやるという分けではなく、その地域のメジャーな進学先をパートナー校として設定したということでしょうか。

○学校教育部長　進学者数が多い、距離的なことなどを考慮して指定したものとなります。

○檜田教育長　実際運用していくとなると、中野委員が仰ったとおり 3 つ 4 つの小学校から集まってくる地域もありますので、そこは運用の中で地域ごとに工夫しながら進めさせていただくことになるものと考えています。

○中野委員　わかりました。ありがとうございました。

○檜田教育長　他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長　それでは、議案第 1 号については提案どおり決定させていただきます。

◎議案第2号 第2期札幌市教育振興基本計画（案）について

○檜田教育長 続きまして、議案第2号「第2期札幌市教育振興基本計画（案）について」です。事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 生涯学習部長の木村でございます。

これより、議案第2号の第2期札幌市教育振興基本計画について、ご説明させていただきます。

本議案は、パブリックコメント及びキッズコメントを経てまとめた「第2期札幌市教育振興基本計画」を確定させるために、提出するものでございます。

なお、本書及び概要版の内容については変更ございません。

パブリックコメント及びキッズコメントの実施概要については、2月7日に別途ご報告したとおりでございます。

ご意見の概要と、それに対する札幌市教育委員会の考え方は、意見集として参考資料1及び2に整理しております。

これらについては、今後HP上に掲載予定でございます。

それでは、本書の中の資料編についてご説明させていただきます。本書の73ページをご覧ください。73ページ以降には、資料編として、第2期札幌市教育振興基本計画策定に向けた検討会議の開催状況や、子どもの意見聴取の取組、パブリックコメント及びキッズコメントの概要などを記載しております。

次に本書の85ページ、裏表紙から2枚目を御覧ください。このページには、表紙デザインの説明を記載しております。表紙デザインにつきましては、平岸高校デザインアートコースの生徒3名からデザイン案を応募していただきました。

デザイン案は参考資料3のとおりで、現在細部の修正を行っているところです。表紙デザインは、パズルのピースを題材に繋がりをイメージして制作されており、生徒が解釈した『自立した札幌人』が描かれたデザインとなっております。

最後に、今後のスケジュールについて、ご説明いたします。本日、議決をいただくことができましたら、印刷製本作業に移ります。

また、本書の他、概要版の作成と併せて、計画の内容を子どもも含め誰にでも分かりやすくなるようにまとめた「分かりやすい版」も作成いたします。

いずれも、印刷製本された冊子は3月中旬から下旬にかけて完成する見込みであり、完成次第、市のホームページ上に公表するとともに、冊子については学校や関係機関へ順次配布を行う予定です。

私からのご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○檜田教育長 ありがとうございました。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願ひします。

○檜田教育長 今回、キッズコメントの数が前回よりも多くなりましたが、どういう工夫をされたのか、また、どういった意見が多かったのか改めて教えてください。

○教育政策担当係長 これまで、郵送やFAXのみでの提出方法としておりましたが、子どもたちに今回の教育振興基本計画がわかるようなものを1人1台端末に送り、端末を通して教育委員会へコメントを出せる方法も取り入れました。端末を通じて教育委員会へ気軽に意見を述べることができることからも、参考資料2にありますとおり、1,027件の意見が寄せられたところです。

意見の内容につきましては、半数以上が取組を通して自分たちがこうしていきたいという考えを述べたものとなっておりましたが、暑さ対策として小・中学校にエアコンを設置してほしい、直接計画には関係ありませんが、校則を見直してほしいなど、切実な子どもたちの意見が寄せられました。

内容につきましては、計画の内容に関わらないものも含め、今後の教育施策に活かしていくけるものかと考えております。

○檜田教育長 ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

○阿部委員 子どもたちからの意見に対して、教育委員会側の考え方はどのような方法で公開されるのでしょうか。

○教育政策担当係長 市ホームページ上で公開するとともに、学校へは計画の本書を送付する際に、キッズコメントへのお礼と併せて意見集をまとめたものを送付する予定です。

○阿部委員 意見をいただいた皆さんには回答が行き渡るという理解で良いでしょうか。

○教育政策担当係長 お見込みのとおりとなります。

○阿部委員 わかりました。ありがとうございました。

○檜田教育長 他はいかがでしょうか。

○佐藤委員 私も阿部委員と同じ考えで、良いことが丁寧に書かれているので、札幌市教育委員会の回答は子どもたちに是非読んでいただきたいので、各学校へは、ホームページをチェックするように子どもたちにお伝えくださいとお伝えいただければと思います。

○檜田教育長 他はいかがでしょうか。

○阿部委員 もう1点確認なのですが、表紙デザインで読書と雪は発見できたのですが、環境はどこに表現されているのでしょうか。

○教育政策担当係長 全体を通して表されているものと捉えていただければと思います。

○阿部委員 わかりました。ありがとうございました。

○檜田教育長 他はいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第2号については提案どおり決定させていただきます。

○議案第3号 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の改定について

○檜田教育長 続きまして、議案第3号「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の改定について」です。事務局から説明をお願いします。

○児童生徒担当部長 児童生徒担当部長の廣川でございます。

本日は、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（案）」についてご説明いたします。

本議案は、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の改定案について決定をいただくため、提出するものでございます。

お手元に、資料1としてA3版横2枚もの方針案の概要版、資料2として方

針案の本書をお配りしております。

本日は、資料1の概要版を用いて説明いたします。1枚目の「第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方」を御覧ください。まず、本方針策定の背景等、位置付けについてですが、2にあるように、本方針は、「いじめ防止対策推進法」第12条に基づき、平成28年に策定され、その後、一部改訂を経て現在に至っております。

各学校においては、この札幌市の方針を参照して、それぞれの「学校いじめ防止基本方針」を策定し、それに基づき、いじめ防止等の取組を進めることとなっております。

次に、3にある、札幌市の現状を踏まえた方針改定理由についてですが、マル印の1番目から5番目までの状況にある中で、令和3年に深刻ないじめの重大事態が起こり、子どもの命を守ることができなかつた今回の事案に係る調査報告書の提言を重く受け止め、より一層危機感をもって取り組むため、方針を改定することといたしました。

次に、左下の4を御覧ください。いじめの問題を克服するためには、いじめ防止対策推進法に示される基本理念に基づき、社会総がかりでいじめの防止に取り組む機運を醸成する必要があると考え、札幌市が目指すいじめ防止のビジョンを「学校・家庭・地域総ぐるみで、いじめは『しない・させない・許さない』を徹底」といたしました。

次に、資料右上方の方針改定の主なポイントを反映させた取組の概要について、要点を絞って説明いたします。

概要版に記載している主な変更点の内容は、今回の改定で新規に盛り込んだ取組や、対応を強化した取組、そして、これまで学校に実施の判断を委ねていたものを今回明確化した取組となります。

それでは、右側にある「第2章 いじめの防止等のために札幌市が実施する取組」を御覧ください。ここでは、主に札幌市が実施する取組についてです。

「1 いじめの防止に関すること」では、これまで教職員の理解を深めるために行っていたいじめや自殺予防に係る研修の全てについて、管理職を含めた教職員のキャリアステージに応じて系統的に行うように再構成しました。

「2 いじめの早期発見・いじめへの対処に関すること」では、健康観察やいじめに関するアンケートについて、新たにアプリを導入して実施することを盛り込みました。

「4 教育委員会と学校の連携」では、これまで行っていた学校からの定期的な報告について、国の報告様式に沿った形に統一することにより、いじめの認

知や解消のみならず、学校の取組の改善状況が見えるようになり、今までよりも一層適切な指導・助言・支援につなげることができると考えております。

1枚おめくりいただき、2ページ目を御覧ください。「第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組」では、学校が実施する取組について記載しています。ポイントは、チーム学校による組織的な対応の徹底を図ることです。

「2 学校いじめ対策組織の設置」では、学校いじめ対策組織の責任者が校長であることを明確化するとともに、提言で示されている専門家との連携強化の観点から、これまで必須ではなかった、養護教諭、SC、SSWを組織の必須構成員とし、今まで学校の取組に委ねていた会議の開催頻度などについても新たに盛り込みました。

「4 いじめの早期発見」では、児童生徒の心のSOSを早期に把握するため、アプリなどのICTも活用し、養護教諭、SC、SSWも含めた全ての教職員が連携して見守りを行うことを明記しました。

このたびの重大事態では、一部の教職員によるいじめ事案の抱え込みが見られたことから、「項目の7」を新設し、個人に対応を委ねないこと、情報の集約と共有についてはICTも活用し、アンケート結果などいじめの情報を子どもごとにまとめ、学校全体で共有し組織的に対応することを新たに盛り込みました。

次に、右側の「第4章」では、実際にいじめが起こった際に学校が行うことになっている対応の流れや、子どものSOSのサインを見逃さないこと、他部局等との連携の必要性について図示をしております。今まででは、学校内の動きのみの図となっていましたが、今回の改定案では、保護者や地域、関係機関との連携も含めて図示しております。具体的には、いじめの早期発見につながるサインチェックシートを、学校、保護者、地域、関係機関と新たに共有し、そこから得られた情報は、一律、学校いじめ対策組織に共有することで、個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断につなげたいと考えております。

また、学校いじめ対策組織で認知したいじめは、新たにアセスメントシートを用いて、継続的な対処と見守りの状況を記録し、必要に応じて関係機関と連携することを示しています。

このアセスメントシートについては、進級や進学の際に確実に引き継ぎ、関わる教職員が変わっても継続した支援につなげることを目指しております。

教育委員会と子どもの支援を担当する部局との連携については、例えば、現在も連携して年に1回開催している「札幌市いじめ対策連絡協議会」を複数回実施とし、学校と教育委員会が共有した重大事態につながる恐れがあるような個別の

案件についても、様々な視点から検討し、重層的・包括的な支援を行うなど、いじめを深刻化させない仕組づくりに向け検討を進めてまいります。

最後に第5章を御覧ください。ここでは、第4章のような対応を行ってもなお、いじめの重大事態となってしまった場合の対応について記載しています。

このたびの重大事態調査に係る一連の対応において、公表との関係で市長への調査結果の報告が遅れたことなどの反省を踏まえ、市長への調査結果の報告と公表の手順を明確化するとともに、再発防止に向けた学校と市教委における取組の検証について、(7)で新たに位置付けました。

今回の方針の改定について、学校に周知、徹底を図るとともに、学校の取組状況を市教委がしっかりと把握し、きめ細かな指導・助言に努めること、学校や市教委の取組を附属機関に検証いただくことを通じて、取組の実効性を確保してまいります。

方針の改定内容に関する説明は以上となります、次に、方針の改定に向けた今後の進め方についてご説明いたします。

本日、方針の改定案について、議決をいただけましたら、この内容をもって、明日、2月27日(火)に行われる文教委員会で改定案について報告いたします。その後、3月上旬にパブリックコメント・キッズコメントを実施したいと考えております。

なお、キッズコメントで使用する資料については、改定案の内容を基に、子どもにわかりやすいような内容にまとめ、別途作成しているところでございます。その後は、市民の方々から寄せられた御意見を参考としながら最終調整を行い、年度を跨ぐこととなります、4月上旬を目途に、計画の策定について、教育委員会会議に付議する予定であります。

なお、学校においては、年度当初から取組を進められるよう、3月中に教育委員会から学校に対して取組の要点を伝えることとしております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○檜田教育長 ありがとうございました。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願ひします。

○中野委員 学校いじめ対策組織の設置というところで、構成員に非常勤職員であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを必須としておりますが、現在の勤務状況からして、月1回の開催が可能ということでしょうか。

○児童生徒担当部長 まず、スクールカウンセラーの学校支援時間につきましては、現在、年69時間ですが、今後、年140時間まで増やす予定となっております。

次に、スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在は有償ボランティアという形で、限られた時間の中で派遣することとしておりましたが、これを会計年度任用職員とし、スクールソーシャルワーカー一人あたり、週30時間を学校支援に充てられるようになります。

以上のことから、学校いじめ対策組織の会議に参加できるような環境を整えられるものと考えております。

○中野委員 一人あたりの時間を増やすことによって、会議を成立させるという趣旨はわかりました。

ただ、人材確保という点では目途がついているのでしょうか。

○児童生徒担当部長 スクールカウンセラーにつきましては、スーパーバイザーへも相談をしておりますが、現在の限られた支援時間が、140時間程度に増える場合であれば、現行の体制で支援時間を増やしつつ、新たに職員を採用することで確保することができるという見込みとなっております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、人数を増やすということは難しいものと考えておりますが、会計年度任用職員とすることで、専念して勤めていただける方を採用することにより、具体的に各学校への支援にあたれるという見通しを持っております。

○中野委員 是非、要員の確保ということは前向きに進めていただきたいと思います。

○檜田教育長 他はいかがでしょうか。

○阿部委員 まず、資料1の1ページ目右側にある主な変更点のうち、項目2については、定期的に学校から報告を受けることとしておりますが、定期的にというのはどれくらいの頻度になるのでしょうか。

次に、資料1の2ページ目左側にある項目4のいじめの早期発見について、早期発見は非常に重要なポイントであることから、子どもたち自ら発信してもらうことは大事な要素になると思いますが、項目7に書いてあるとおり、見逃しが

無いよう、全体的に対応していく必要があると思いますので、子どもたちがどのようにＩＣＴを活用して発信するのか、教員が組織としていじめの見逃しをしないようにするためには、どのような方法を考えているのか教えてください。

○児童生徒担当部長 まず、報告の頻度につきまして、現在は、年1回の国の調査報告に基づくもの、年3回の教育委員会独自の様式により報告をするものとしておりました。今後は、経年が見れるように、国と同じ様式を用いて年4回報告していただくこととし、国への報告を待たずに、改善点については、助言、支援が行えるようになるものとなります。

○阿部委員 3ヶ月に一回のペースというイメージでしょうか。

○児童生徒担当部長 各学期と年度末の計4回、すべての学校から報告をしてもらう想定をしております。

続いて、早期発見と見逃しを防ぐ方法につきましては、すべての子どもたちの端末に健康観察アプリを導入する予定であります。導入予定のアプリではアンケート機能も付いておりますので、これまで紙で実施していたアンケートについて、端末で行えるようになる想定であります。

また、回収したアンケートについては、アプリを通じて管理職、担任以外の教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方なども閲覧できるようにし、多くの方の目を通すことで、いじめの見逃しを防ぐということに取り組んでいきたいと考えています。

○阿部委員 もう1点追加で質問なのですが、この基本方針をすべての学校に周知していくことと、徹底して実施することが再発防止に繋がるかと思いますが、そのあたりはどのように進めていく予定でしょうか。

○児童生徒担当部長 年度当初に取組を開始することが重要ですので、3月中旬に学校が取り組む要点をまとめ、通知をする予定であります。

年度初めから始業までの間に、各学校で研修を実施していただき、その内容を子どもたちや保護者に説明していくことから始めていきたいと考えております。

また、今回、初めての取組であることからも、各学校担当の指導主事が1学期中にすべての学校に訪問し、取組状況や困りごとは無いかなど確認し、定着を図っていきたいと考えております。

○阿部委員 わかりました。ありがとうございました。

○檜田教育長 他はいかがでしょうか。

○佐藤委員 チーム学校として対応を進めることに関しては賛成ですが、いじめられている子ども側の立場からすれば、大抵の場合、学校そのものに対してネガティブな感情を持っているのではないかと思います。そういう場合に、学校以外にも相談できるという選択肢の提示を盛り込んでいただきたいと思っております。教育委員会としては複数の窓口を設けており、また、小学校4年生に対して周知カードを配布している中、今回の件では活かされていなかつたのではないかと思います。子どもたちに対して、先生に言えないということもあるかもしぬないという観点から、相談をする場合は必ずしも学校でなくてもいいんだということを伝えることや発信をしていってはどうかなと思います。

○児童生徒担当部長 教育委員会以外の相談窓口に関しては、資料1の1ページ右側にある第2章の札幌市の全体での取組にて、アシストセンター、他の相談機関との連携、他部局とのケース会議のような取組について触れております。また、2ページの第4章では、いじめのサインチェックシートの活用について、関係機関でいじめに関する相談が寄せられた場合、学校と共有するといった対応をいただき、また、共有された情報はすべての案件を対策組織に上げ、事実関係を確認していくといった取り組みを進めていく予定です。

○佐藤委員 わかりました。学校側としては、学校の中で解決しようと考えがちなことがあるかと思いますが、是非子どもたちには学校以外の相談先があることを伝えていただければと思います。

○檜田教育長 子どもたちが使う端末に相談先を表示するといったことはできるのでしょうか。

○児童生徒担当部長 今後の仕様次第となりますが、端末を立ち上げた際に表示するといったことは可能だと聞いておりますので、工夫をしてまいりたいと思います。

○檜田教育長 わかりました。ありがとうございました。

○檜田教育長 他はいかがでしょうか。

○阿部委員 相談窓口の周知に関しては非常に大切だと思っています。今回表示される内容は札幌市が管轄する相談先となるのでしょうか。

○児童生徒担当部長 紙で配布しているものについては、法務局や国の機関を記載しておりましたので、同内容の掲載を考えております。

○阿部委員 子どもたちが自身の殻にこもってしまって、言いたいのに言えないという状況を作ってしまうことが良くないことから、公的な相談機関はもちろんですが、習い事や塾の講師など、身近な信頼できる大人に相談しても良いということをメッセージとして発信していただきたいと思います。

○児童生徒担当部長 先ほどの第4章の関係機関・施設等に塾やスポーツクラブなどを掲げてますが、そういったところへ相談ができるることに関して発信することも検討してまいります。

○阿部委員 わかりました。ぜひよろしくお願いします。

○檜田教育長 他はいかがでしょうか。

○道尻委員 資料1の第1章の3にもありますとおり、札幌市のいじめ件数は増加傾向にある状況を受け、第1章の4では、いじめの問題をより根本的に克服していくため、子どもたちが自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考えていくことが重要だと上げており、まさにここが大事なんだろうなと考えますが、今後、いじめ問題を根本的に無くしていくための自治的な活動について、具体的に考えられていることがあれば教えてください。

○児童生徒担当部長 夏休み明けに取組月間があり、子どもたち自分でいのちを大切にすることの標語を考えることや、いじめに関して話し合いを行うといった取組みがあります。また、ここ数年は、いじめに関する問題のサミットに子どもたちを派遣し、生徒指導を担当する教職員の前で成果を報告するといった取組みも行っており、他の学校にプラスの影響を与えるといったこともでてきております。さっぽろっ子自治的な活動の取組と連動する形で、いじめに向かわ

ない、あるいはいじめを許さない雰囲気を作る取組を進めていきたいと思います。また、道徳の中でもいじめの問題を取り扱っておりますので、こちらも充実を図っていきたいと考えております。

○道尻委員 道徳の授業を含め、様々取組は進められてきてはいると思いますが、それでもいじめ件数が増加傾向にあることからも、さらに踏み込んだ対応策が必要なのではないかと考えます。例えば、子どもたちにどうやってこの問題を自分事として考えてもらえるかについて、1人1台端末を活用することや、体験型のワークショップで、いじめが起きたときにどう行動をするべきなのか、自分が受けた場合、あるいは見た場合にどうするべきなのかななど、具体的な行動がとれるような工夫があれば良いのかなと思いますので、意見として述べさせていただきます。

○児童生徒担当部長 ありがとうございます。引き続き、好事例を紹介していくことなどを含め、検討をしてまいりたいと思います。

○檜田教育長 今回の重大事態の報告を受けての方針の改定となります、この改定があつて終りではなく、ここから新たなスタートとし、教育委員の皆さんには折に触れて状況を報告させていただきながら、委員会全体として、この問題についてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○檜田教育長 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第3号については提案どおり決定させていただきます。

○議案第4号 学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について

○檜田教育長 続きまして、議案第4号「学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について」です。事務局から説明をお願いします。

○教職員担当部長 教職員担当部長の佐藤でございます。

議案第4号「学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について」ご説明申し上

げます。

本市教育委員会においては、懲戒処分に関する透明性を確保するとともに、学校職員の非違行為を未然に防止するため「学校職員の懲戒処分に関する指針」を定めており、これまでも研修等の様々な機会を通じて服務規律の徹底を図っているところでございます。

このたび、本指針の改正について、大きく3点の変更についてご審議いただきたく存じますので、それぞれについて上から2つ目のインデックス「改正案」を使ってご説明いたします。

まず1点目がいじめへの対応に係る標準例の新設です。「改正案」の6ページをご覧ください。赤字が変更点でございます。

3 児童生徒に対する非違行為について、現行の指針では体罰及び不適切な指導等の2項目でしたが、昨年12月に調査報告書を公表いたしましたいじめ重大事態の経緯等を踏まえ、7ページになりますが「いじめへの対応」という項目を他都市の指針等を参考に新設することといたしました。

アでは不適切な指導及び言動等により、児童生徒間のいじめに加担し、又は助長し、重大な状態を招いた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。としており、いじめの事態を悪化させる行為について記載しております。

次に、イでは児童生徒間のいじめの実態を把握しながら、適切な対応を怠り、又は放置し、重大な状態を招いた職員は、停職、減給又は戒告とする。としており、いじめの事態を改善させるための対応を行わず、重大な状態を招いた職員についても懲戒処分の対象として明記いたしました。

続いて2点目がわいせつ行為等に係る標準例の整理についてです。こちらは8ページをご覧ください。これまで、児童生徒性暴力については(15)のわいせつ行為等に該当するものとして整理しておりましたが、こちらについては本来公務外での行為を対象とすべき項目ですので、この度の改正にて6ページの(3)のとおり、新法を踏まえ、児童生徒に対する非違行為として改めて整理いたしました。

ア及びイについては8ページの内容と同様ですが、これまで8ページ(15)内に掲げていた表を別表として整理しました。別表の内容については3点目でご説明いたします。

ウ及びエについては他都市の指針等を参考に新設した項目となります。ウについて、わいせつな言辞等の性的な言動をした職員は、停職、減給又は戒告とする。と記載しております。ここでのわいせつな言動とは、性的な内容の電話、手紙、電子メールの送付や身体的接触、性的なからかい及びつきまとい等を想定しており、ア及びイに該当しない行為についても標準例を明確化することを目的

しております。エについてはウを繰り返した職員に対して、免職、停職又は減給とすることとしております。

最後に、3点目が刑法改正等に伴うわいせつ行為例の修正等です。令和5年6月23日に公布された「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」附則第15条及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」附則第14条の規定により、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部が改正され、令和5年7月13日に施行されました。

また、本改正に伴い、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」についても改訂され、児童生徒に対する性暴力等についてはより厳肅な対応が求められております。

これらの法改正に伴い、懲戒処分に関する指針に反映させるため、先程ご説明いたしました別表の内容を修正いたします。10ページをご覧ください。刑法第176条、177条及び181条について、これまでの「強制わいせつ」「強制性交」という文言が「不同意わいせつ」「不同意性交」と変更されております。また、同法第182条において十六歳未満の者に対する面会要求等が新設されましたので、指針においても記載することといたしました。その次の行ですが、淫行勧誘が第182条から183条に変更されておりますので、こちらも反映させております。

続いて、「性的な姿態」から始まります、通称盗撮処罰法についても、赤字で記載のとおり反映させております。

指針の改正については、以上となります。改正点については上から3つのインデックス「新旧対照表」にて整理しておりますので、そちらも御確認いただければと思います。

本件についての説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○檜田教育長 ありがとうございました。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○道尻委員 資料にて他都市の指針が掲載されておりますが、いじめ関連で懲戒処分の指針を規定されているところはあまり多くないと見受けられるのですが、今回の議案を提出されるにあたり、どういった議論が行われたのか、考え方をご紹介いただけますでしょうか。

○教職員担当部長 懲戒処分に関する指針については、懲戒処分という不利益

処分について、どういった内容がどういう量定となるのか透明性を持たせることと併せて、教職員の非違行為を未然に防止・抑制するという役割から、より具体的に示すということが一つの目的であることから、そういう観点から検討を行いました。

他都市の指針を見ていただきますと、主に政令市では制定が進んでいるところですが、各自治体が状況に合わせて指針を策定している最中もしくは先行して策定しているという混在した状況にあります。

例えば、川崎市のように、児童生徒のいじめに対し適切に対応がなされなかつた場合は戒告、その後、様々なケースについては都度、加重するというパターンと、仙台市のように、あらかじめ具体的な行為が非違行為にあたるということを具体的に示してから、その他のケースについては個別具体に判断していくという作りにしているところなど、様々ではありますが、札幌市は啓発・抑制の意味も含めて、後者と同様の作りとしました。

○道尻委員 ありがとうございます。本市の案ですと、いじめを把握しながら、適切な対応を怠った、または放置したと場合は停職・減給にといった処分になり得るとなっており、かなり厳しい処分であると思えるのですが、この点はそれなりの検討結果があるのでしょうか。

○教職員担当部長 重大な事態を招いたというところを重く捉えますと、原因を明らかにしていった際、個別具体に判断する必要はありますが、明らかに怠ったことによる判断に至った場合は、非違行為に該当するという判断をせざるを得ないと考えたためとなります。

○道尻委員 重大な状態というのは、いじめの重大事態を想定されているということでおろしいでしょうか。

○教職員担当部長 完全なイコールにはならないと思いますが、例えば自死に繋がってしまった場合は重大な事態に繋がったものと考えられますが、自死に限らず、個別に判断をしていく必要がありますので、そこは重大な事態とさせていただいた次第です。

○道尻委員 わかりました。教育現場の厳しい状況や過重な労働の中で様々対応されている中で、適切な対応ができなかったということもある反面、重大な状

態を招いてしまったということは、厳しい処分でもやむを得ないというところがあると思います。

今回、重大な事態という文言を付けられたところではありますが、実際の適用の場合においては、十分に吟味をして、運用をしていただければと思います。

○佐藤委員 私も道尻委員と同様に、いじめへの対応について、かなり厳しいものだと思いました。仙台市に倣っているということですが、新潟市や神戸市のように、その程度が悪質である場合に処分のハードルを高くするような検討は無かつたのでしょうか。

○教職員担当部長 悪質であること自体が公務員としての信用失墜につながるようなことにもなりますので、いじめの対応で読み込まずとも、それ以上に加重要素として読み込むことができますので明確に記載をしておりません。一方で、適切な対応を怠り、または放置しということもってして戒告以上ということについては、重大な状態を招いた職員というところを直接的に要因となっているかどうか検討をしていく必要はありますけれども、いじめの対応、期間、結果を踏まえると、戒告以上となるケースはあるだろうということで、仙台市と同様の内容にしているところです。

○佐藤委員 心配な点として、今回追加されたことによって、個々の先生方の教育活動が委縮する、あるいは怠っていないか過剰にチェックをすることで、業務に支障をきたすことなどがないか気になりました。適切な対応とはどういうものか、具体がわかるように整備を進めていただければと思います。

○教職員担当部長 ご指摘いただいた部分は、現場が特に関心を持つことであり、かつ重要なところだと考えております。議案第3号でご審議いただいた、組織的な対応がしっかりと実践されていくことが重要であることからも、現場が理解できるよう周知を図ってまいりたいと思います。

○檜田教育長 今回、重大事態の報告では特に組織的な対応がという部分が指摘されておりましたので、個々の責任ということではなく、学校がチームとして適切に対応できるような、こうした働きかけが今回の指針の趣旨であることを十分理解いただきながら、道尻委員、佐藤委員からのご意見を踏まえたうえで、学校への周知を徹底していただければと思います。

○檜田教育長 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第4号については提案どおり決定させていただきます。

○檜田教育長 議案第5号及び第6号は、公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下 非公開